

社会福祉法人慈敬会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈敬会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法45条の18第3項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。なお、報酬等は、この法人の役員としての職務遂行の対価に限られ、この法人の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員、評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬の決定については、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、評議員会で決定するものとする。

- (1) 報酬（以下「報酬月額」という。）は、毎月1日から月末の分をその翌月の15日に支給する。ただし、就任又は退任の日がその月の初日以外の場合は日割り計算（その月の土日祝日を除く日を基礎とする）にて支給する。

3 非常勤役員に対しては理事会出席等、評議員に対しては評議員会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

(報酬の年度総額)

第4条 評議員の年度における報酬総額は定款の規定により決定する。理事及び監事の年度における報酬総額は評議員会で決定し、別表第1「年度報酬総額」に明確にする。

(報酬等の額の決定)

第5条 この法人の常勤役員の報酬総額は評議員会で決定し、別表第2「常勤役員報酬総額」に明確にする。

2 常勤役員の報酬月額、別表第3「常勤役員報酬月額」に明確にする。

3 非常勤役員に対する報酬基準は、評議員会で決定し別表第4「非常勤役員報酬基準」に明確にする。

4 評議員に対する報酬等は、定款に定める金額の範囲内において別表第5「評議員報酬基準」に明確にする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 前項但し書による支給方法を行う場合の支給の時期については、月ごとの報酬等及び費用を合計し、翌月の15日に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

【別表第1】 年度報酬総額

理事に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲とする。

監事に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲とする。

【別表第2】 常勤役員報酬総額

常勤役員の報酬は支給しない。(役員の状態のみの場合)

【別表第3】 常勤役員報酬月額

常勤役員の報酬は支給しない。(役員の状態のみの場合)

【別表第4】 非常勤役員報酬基準

理事会出席等、必要の都度、報酬として1人4,000円

ただし、会議等の時間と通勤時間を含めて4時間を超える場合は10,000円

【別表第5】 評議員報酬基準

評議員会出席等、必要の都度、報酬として1人4,000円

ただし、会議等の時間と通勤時間を含めて4時間を超える場合は10,000円